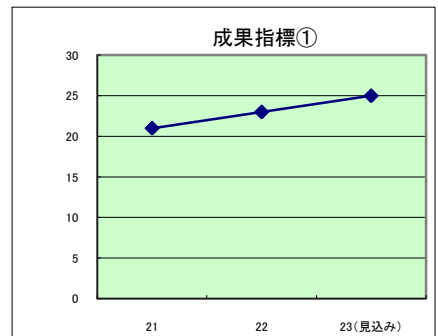
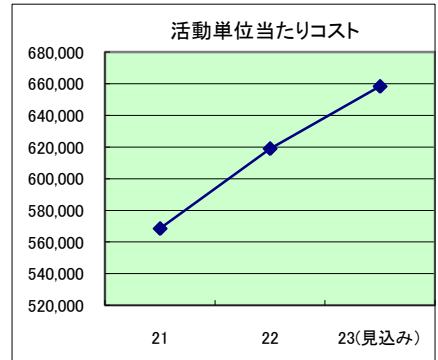


事務事業名	重度障害者住宅改造助成事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費
	施策(節)	4	障害者福祉	項	1	社会福祉費
	施策の方向	(2)	地域での自立した生活支援の充実	目	2	社会福祉事業費
				事業	3	障害者(児)福祉
関連する計画等			作成部署	保健福祉部福祉支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072-958-1111 内線 1213		
事業の内容	重度の身体障害者					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
	重度の身体障害者に対し、その居住する住宅の改造に要する費用の全部または一部を助成する。					
事業の内容		重度の身体障害者が居住する住居を障害者が居住しやすいようにその特性に応じて改修することにより、日常生活の利便を図るとともに、重度身体障害者の自立の促進及び介助に適した住環境の整備に寄与する。 補助上限：500千円(※平成21年度制度改正)				
根拠法令等	羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金交付要綱					
事業開始時期	☐ 昭和 7 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度	平成 年度		
事業開始時からの状況変化	平成21年度より高齢者に係る大阪府財政プログラムにより廃止されたことで、府の肩代わりは一切しないとの市長の方針を踏まえ、高齢者の補助制度を廃止し、障害者部分については、それまでの補助上限額を半額として制度の維持を図った。					
市民や議会の要望						
実施手法	☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		8,863	9,198	12,500
人件費【2】 (千円)		3,075	5,040	3,960
職員数	正規職員	0.41 人	0.70 人	0.55 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		11,938	14,238	16,460
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)	4,375	4,598	6,250
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	7,563	9,640	10,210
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 助成件数	件	21	23	25
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		568,476 円	619,043 円	658,400 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		100 円	121 円	140 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	助成件数 (式)	件	日常生活の利便性が向上した障害者数	目標	21	21	達成率(%)	25
					実績	21	23	109.5%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	重度の身体障害者を対象とした住宅改造に対する助成事業であり、公費による助成は妥当である。

分析・評価

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	重度の身体障害者を対象とした住宅改造に対する助成事業であり、公費による助成は妥当である。また、事業に対するニーズは高く、助成件数は増加傾向にある。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☒	☐	
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	緊急性が認められる	☐	☐	☒	
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	最小限の人員で増加する助成件数に対応している。
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	障害者が住み慣れた地域で暮らしつづけることにつながり、地域での自立した生活の支援に有効である。
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
	市民の視点にたつてサービスが提供されている	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	基準に基づき適正に助成を行い、日常生活の利便性の向上に寄与している。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価											
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了											
	評価の理由											
	平成21年度より高齢者の当該補助事業が、大阪府財政プログラムにより廃止とされたことにより、高齢者の補助制度を廃止し、障害者部分については、それまでの補助上限額の半額補助として制度の維持継続を図った。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 過去に助成した住宅改造事例を勘案すると、大半が65歳以上の高齢者であるため、府補助金制度が廃止され、高齢者住宅改造助成事業を廃止したことから、当該事業への申請者の多くが高齢化により、65歳以上の高齢者が大半を占めており、今後も助成件数の大幅な増加がうかがえ、事業費についても増加していくことが見込まれるため、事業費の拡大・充実が必要である。											
行本部評価	総合評価						評価理由・意見					
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了											